

令和元年 12 月 20 日、12 月議会最終日に、議会活性化特別委員会委員長 八尾春雄より最終報告を行いました。会議録の調整に 3 か月程度を要するため、未定稿として下記の通り掲載します。

令和元年(2019年)12月20日

広陵町議会 議長 奥本隆一 様

議会活性化特別委員会
委員長 八尾 春雄

最 終 報 告 書

去る平成 30 年 3 月 22 日設置された広陵町議会活性化特別委員会も、本日この報告をもって終了することとなりました。21 か月に及ぶ長丁場の特別委員会となりましたが、委員各位や委員でない議員各位、議会事務局及び町職員によるご協力を得て本日を迎えることができましたことを感謝申し上げます。

これまで、平成 30 年 9 月 21 日と平成 31 年 3 月 4 日の 2 度中間報告を行っておりますので、本日の最終報告は、本年 3 月 26 日第 12 回委員会から 12 月 3 日第 19 回委員会までの 8 回にわたり取り組んだ内容を整理すると同時に、最初からの取り組みを振り返りながら大きなテーマでのまとめを試みることに致します。

この 8 ヶ月の期間中の特徴は次の通りです。

第 1 に、平成 28・29・30 年度の一般質問について、テーマ別の整理を行い、確定させました。議会別・議員別に質問と答弁を、議会だよりに掲載された記事を簡潔にまとめてエクセルシートに整理しました。並べ替えや抽出機能が駆使できる環境になりました。309 本の質問は 62 の区分で分類し、議員側の質問のみならず、答弁の根拠となる法令を町側から示してもらいましたので、議員の質問準備にとどまらず、町側の答弁準備にも役立つと望外の評価をいただきました。今後、議会事務局において引き続き一般質問について追加作業をお願いするものです。

最も懸念しているのは「検討します」との答弁であって、実際には拒否しているのを糊塗するとき対応の場合であり、今後質問への最終的な対応がどのようになされるのか、とりまとめのシステムを研究する必要があります。

第 2 に、広陵町議会災害対策支援本部設置要綱がまとめられ、全員協議会での合意に基づき、去る令和元年 10 月 31 日に奥本議長名で告示が行われました。今般の台風 15 号や 19 号は本町を直撃することはありませんでしたが、大きな環境変化の中で 40 年に一度から 100 年に一度と言われる大規模災害に備える体制づくりが議会側でも急務となっていましたので、これで明確にすることができました。

大津市議会への視察研修が参考になったこと、町が定めた「広陵町職員防災初動マニュアル」を精査して町と議会の連携や対応が機能的に進められるように目指して作成しており、先ずこれでスタートすることと致します。

第3に、平成23年12月議会で制定した広陵町団体補助金適正化条例については、一見変則的ですが、本年9月議会で別途決議を行うことで実効あるものとするように努めました。この条例は、制定直後より推進体制が明確でない等の指摘があり、町と議会の協議も中断していたことから、当委員会において当初改定案の準備を進めていました。担当委員は相当の努力をしていますが、本年9月議会で報告したように、町側の弁護士の指摘と著しい意見の相違が見られるため、方針を見直したものです。しかしながら我々の原点は、「応援もしていないのに選挙にかりだされて迷惑している」との住民の声に応えることであり、決議を読んだ住民各位が、個人の基本的な権利侵害のなきように行動していただくことです。

第4に、情報機器使用規程の原案が作成され、タブレットの運用に関して、当初のペーパーレス化の方針だけでは対処できないことも少しづつ明らかになってきており、今後は活性化委員会内の検討から全議員による検討をお願いしたいと思います。

第5に、議会の公開度を高めるために、ライブや録画で本会議や常任委員会の様子を町HPにてインターネット配信できないか研究してきました。令和2年度からは何らかの改善を求めたいとの思いがあります。放映範囲は本会議のみか常任委員会も含めるのか、ライブと録画の関係はどうするのかなどを決着させ、機材の新設や工事費用について令和2年度予算編成にも関わるため、できるだけ早く全員協議会等での検討をお願いいたします。

このことについて少し情報提供します。本年9月21日・22日に開催されたかぐや姫まつりでは、議会ブースを設け議会活動の紹介とともに、訪問者にアンケート調査の協力をお願いしたところ188名から回答がよせられ、次のような注目すべき結果が明らかになっています。

問7でインターネット配信されたら見るかを集計し76名が見ると答えています。この76名だけを抽出して現在の傍聴について集計すると、問6議会傍聴に関する項目で「傍聴」15名＋「役場TV」15名＋「見たことがない」44名、つまり、現在傍聴していないが、インターネット配信されたら44名が見ると回答したことは大きな変化と言えますので、ぜひ実行に移していただきたいと考えます。会議録や議会だよりの閲覧は内容をしっかり把握できるので不可欠のものです。住民各位にあっては「読む」より「見る」に重心が移りつつあることに留意すべきです。

第6に、条例・規則・要綱などが正しく整備され管理されているのかの点検作業を進めました。3千ページに及ぶ例規集を議員14名で分担し、点検を行いました。これには活性化委員でない7名の議員にも協力をお願いしたところです。

この結果、議員が条例について関心をもって点検を進め、該当の部局職員との間

にやり取りが発生し、町の側でも独自に条例等の点検の指示が発せられたとのことです。この最終報告では、点検結果が大部となるため、そのままをここで明らかにすることはできませんが、町の担当部局において、議会側からの指摘についてよく研究していただき、必要があれば改廃の手続きをとっていただくようお願いするものです。議会は今後条例の改定の必要性や新しい条例制定の提案に努力していきます。

従来、議会は条例制定の際チェック機関として役割を果たし、実行するのは町の各部局であるとの役割分担論が一般的でした。しかしながら、この点検作業を通じて議会側にも制定した責任が問われることを指摘する声もあり、変化してきています。今後議会と担当部局との双方向での取り組みが期待されます。

第7に、一般質問の取り組み状況について、急でしたが、県内27町村議会に対してアンケート調査を実施しました。代表質問制をとっている市議会は除外しております。この結果は別紙に示す通りとなっています。その特徴は、

- ① 一般質問の通告期限は各議会の独自の基準が多いこと、通告制をとっていない議会も2議会ある
- ② 質問順番は16議会が届出順
- ③ 質問回数は制限ありで13議会、制限なしが8議会、一問一答方式が5議会
- ④ 時間制限は20分から90分であり広陵町議会と同じ60分は6議会
- ⑤ 反問権は5議会で定めているが少数
- ⑥ 平成29年12月議会から令和元年9月議会までの8回の議会の一般質問議員比率は 広陵町議会が100%がであり、50%以上が16議会ある
- ⑦ 一般質問の整理は、広陵町議会と三郷町議会で行われている
- ⑧ 独自の議会広報を発行しているのは9議会で、他は自治体発行の広報に折り込むなどの手配をしている
- ⑨ 答弁で「検討します」などがあれば、その後の取り組みを報告させている場合もある、等です。

広陵町議会の全体の中の位置は比較的進んでいるように見えますが、この比較は相対比較ですから、我々議員が掲げる絶対的な目標に対してどうなのか振り返るならば「道半ば」というところでしょう。引き続き議員全員で盛り上げていきたいものです。

最後に、特別委員会を設置して議会の活性化を図ろうとする計画がやりきれたのかどうかが問われます。当初から明確にしていたように、この委員会は議会活動の活性化が目的であって議員活動の活性化が目的ではありません。チーム議会として、議会の公開性を高め住民参加を強めるのが目的となっています。毎年恒例の新語流行語大賞にはラグビーの「ワンチーム」が選ばれたとのことです。政策や方針が議員相互には異なっても、住民に分かりやすい議会にできるかどうかはこれからの活動に委ねられています。一層精進して議会改革に努めることを呼びかけて報告を終わります。